

江南区自治協議会 委員構成について

委員資格		委員資格及び各資格委員選出の際の留意事項等	現行の委員構成	次期の委員構成	30				
1号委員	地域コミュニティ協議会等選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会（又は地域コミュニティ協議会の連合組織）ごとにその構成員のうちから委員を選出 ・結成済みの地域コミュニティ協議会のみが該当し、設立準備組織等は該当しない。 ・コミュニティ協議会が中学校区単位で設立されている場合など、地域の実情に応じて複数の委員選出も可能 	亀田小学校区コミュニティ協議会	亀田小学校区コミュニティ協議会	16				
			亀田小学校区コミュニティ協議会	亀田小学校区コミュニティ協議会					
			亀田東小学校区コミュニティ協議会	亀田東小学校区コミュニティ協議会					
			亀田東小学校区コミュニティ協議会	亀田東小学校区コミュニティ協議会					
			早通小学校区コミュニティ協議会	早通小学校区コミュニティ協議会					
			早通小学校区コミュニティ協議会	早通小学校区コミュニティ協議会					
			亀田西小学校区コミュニティ協議会	亀田西小学校区コミュニティ協議会					
			亀田西小学校区コミュニティ協議会	亀田西小学校区コミュニティ協議会					
			横越コミュニティ協議会	横越コミュニティ協議会					
			横越コミュニティ協議会	横越コミュニティ協議会					
			曾野木地区コミュニティ協議会	曾野木地区コミュニティ協議会					
			曾野木地区コミュニティ協議会	曾野木地区コミュニティ協議会					
			両川地区コミュニティ協議会	両川地区コミュニティ協議会					
			両川地区コミュニティ協議会	両川地区コミュニティ協議会					
			大江山地区コミュニティ協議会	大江山地区コミュニティ協議会					
			大江山地区コミュニティ協議会	大江山地区コミュニティ協議会					
2号委員	公共的団体等選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員とする公共的団体等を選定し、選定団体の構成員のうちから委員を選出 ・地方自治法第157条を基本とする区内で公共的な活動を営む団体（法人格の有無を問わない。） ・主たる事務所に限るが、支店等、区域内に従たる事務所しか有しない団体を選定する場合は第3号委員に該当させる。 	亀田商工会議所	亀田商工会議所	10				
			横越商工会	横越商工会					
			酒屋町商工会	酒屋町商工会					
			亀田郷土地改良区	曾野木商工会					
			江南区民生委員児童委員連絡協議会	亀田郷土地改良区					
			江南区スポーツ協会	江南区民生委員児童委員連絡協議会					
			江南区社会福祉協議会	江南区社会福祉協議会					
			江南区支え合いのしくみづくり会議	江南区支え合いのしくみづくり会議					
			3号委員	その他区長が必要と認められた者		委員個人として、上記第1号及び第2号の委員資格に該当しないが区長が必要と認められた者を選定 委員住所要件：原則区内	地域教育コーディネーター	AGNET新潟	2
							新潟みらい農業協同組合	一般財団法人北方文化博物館	
新潟市農業協同組合	地域教育コーディネーター								
新潟市住みよい郷土推進協議会 江南区支部	防災士								
3号委員	公募によるもの	-	公募委員	公募委員	2				
			公募委員	公募委員					